

見積り合わせに関する公告

下記のとおり見積り合わせに付します。

平成25年1月9日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長

記

1. 見積り合わせに付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名称 | 不動産の価格にかかる鑑定評価 |
| (2) 対象財産 | 名護市字屋部大島42番3
建物・建 142.32㎡ 延 414.50㎡
建物・建 15.15㎡ 延 15.15㎡
建物・建 11.20㎡ 延 11.20㎡ |
| (3) 業務の仕様 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行期限 | 平成25年2月19日(火) |
| (5) 納入場所 | 仕様書のとおり |

2. 見積り合わせに参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 平成22、23、24年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」)において等級決定通知を受けた者で、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者、又は競争参加資格審査申請書を提出し、参加要件報告書等の提出期限までに各省各庁からの「資格審査結果通知書」で同様の参加資格を有することが確認できる者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において各省各庁の競争参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による)。
- (5) 官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者。
- (6) 支出負担行為担当官沖縄総合事務局総務部長と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等支出負担行為担当官沖縄総合事務局総務部長の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であつて、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者。

(3) 再度の見積り合わせ

開封の結果、委託業者(契約相手方)となるべき者がいないときは、開札に立会っている者を対象として再度の見積り合わせを実施します。

8. 見積書等の無効

- (1) 本公告に示した見積り合わせに参加するために必要な資格のない者の見積書は無効とする。
- (2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。
- (3) 見積り合わせ参加者説明書の指示事項を遵守していない見積書は無効とする。
なお、無効な見積書を提出していた者を委託業者としていた場合は見積り合わせ成立の決定を取消す。

9. 委託業者の決定等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。なお、同額の見積価格があった場合は、見積り合わせ執行事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。

10. 契約書等の作成等

「請書」を提出するものとする。

11. 契約保証金

免除する。

12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。
- (3) 具体的な手続きは、見積り合わせ参加説明書による。
- (4) その他不明な点については、沖縄総合事務局 財務部 管財総括課に照会すること。

TEL 098-866-0096